

外国人留学生の来日・再入国についてのガイドライン

外国人留学生の来日にあたっては、下記の確認事項を満たしていることを確認し、来日準備を進めて下さい。

【外国人留学生の来日に際しての事前確認事項（来日前）】

- ① 出発国または経由国が日本政府の指定する上陸拒否の対象国・地域に含まれない。
- ② 査証の取得が可能である。
- ③ 出発国において移動制限等がなく、日本への航空便が運航している。
- ④ 乗り継ぎ便の場合、経由国において、入国拒否等の制限の対象に該当しない。
- ⑤ 来日後、日本の空港から宿舍まで公共交通機関以外の移動手段が確保できている。
(利用可能な移動手段については、下の来日時の遵守事項をご参照下さい。)
- ⑥ 来日直後、14日間の待機が行える宿舍が確保できている。
- ⑦ 来日後、航空便の運航中止や経由国における入国制限等により帰国が困難となった場合の追加経費（滞在費、帰国時航空券の高騰、その他）については、学生本人の自己負担となることを本人が了承していること。

【来日時の遵守事項】

海外から日本に入国・帰国する場合には、外国籍・日本国籍者に関わらず、また、出発国・地域に関わらず、下記遵守事項1～3を必ず守って下さい。

1. 日本の空港に到着後、自宅までの移動は公共交通機関を使用しないで下さい。
 - ※ 指導教員の先生と相談の上、現地出発前に必ず公共交通機関以外の移動手段を確保して下さい。
 - ※ 下記の厚生労働省サイトで紹介されているハイヤー会社のハイヤーは、空港から自宅等の待機場所までの移動手段として利用可能です。
(通常のタクシーは移動手段として利用できませんので、ご注意ください。)

厚生労働省サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html
2. 日本に到着後、14日間は自宅待機し、不要不急の外出は行わないで下さい。
自宅待機の間、他人との接触は極力避けて下さい。
3. 発熱・咳・息苦しさなどの症状がある場合は、速やかに保健管理センターに電話で相談してください。(保健管理センター：042-367-5548/5189)

◆その他、帰国時のPCR検査やこれに伴う待機等の詳細は、下記厚生労働省ホームページに記載されています。

厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1